

## 諮問第 101 号の答申 労働力調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第 101 号による労働力調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

### 記

#### 1 本調査計画の変更

##### (1) 承認の適否

平成 28 年 12 月 16 日付け総統労第 198 号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「労働力調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

##### (2) 理由等

###### ア 報告を求める事項の変更

###### (ア) 「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」の移設・追加等

本申請では、特定調査票の「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」を把握する調査事項について、図 1 のとおり、基礎調査票に移設・追加するとともに、これに伴い、基礎調査票の「探している仕事の位置付け」及び「求職の理由」を把握する調査事項をこれらの調査事項の後に配置変更する計画である。

これについて、前者は、基礎調査票において、直近 1 か月以内に求職活動を行い、かつ、直ちに就業可能な者を把握することにより、2013 年（平成 25 年）10 月に開催された国際労働機関（ILO）主催の第 19 回国際労働統計家会議において採択された就業等に関する決議（以下「ILO 決議」という。）に準拠した新たな定義の失業者<sup>(注)</sup>を的確に捉えるための変更であり、国際比較可能性の向上に資するものであること、また、後者は、基礎調査票において、特定の選択肢を回答した者が一連の流れで回答できる形にし、回答漏れを防ぐとともに、必要な情報を得るための変更であることから、適当である。

(注) 新たな失業者の定義については、①就業しておらず、②4 週間又は 1 か月以内に求職活動をしており、③就業可能な者とされている。従前の失業者の定義では、求職活動期間は各国の裁量に任されており、我が国では「月末 1 週間」としていた。

図 1

「基礎調査票」の変更案

<p>⑬ この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか</p>	<p>この1か月にした</p> <p>この1か月にはしなかったがこの1年間にした</p> <p>この1年間には全くしなかった</p> <p>(記入おわり)</p>
<p>⑭ 今仕事があれば すぐつくことができますか</p>	<p>すぐつくことができます</p> <p>すぐではないが2週間以内につくことができます</p> <p>すぐではないが2週間より後につくことができます</p> <p>つくことができない・わからない</p> <p>(⑮ 欄へ) (記入おわり)</p>
<p>⑮ 探している仕事について</p> <p>・かたわらにしている仕事とは 通学や家事などのかたわらにする仕事をいいます</p>	<p>探している仕事は</p> <p>おもにしている仕事</p> <p>かたわらにしている仕事</p>
<p>⑯ 仕事を探し始めた理由</p> <p>・勤め先や事業の都合とは 人員整理・会社倒産・事業不振などをいいます</p>	<p>仕事をやめたため求職</p> <p>新たに求職</p> <p>定年退職又は雇用契約の満了</p> <p>勤め先や事業の都合</p> <p>自分や家族の都合</p> <p>学校を卒業したから</p> <p>収入を得る必要がある</p> <p>その他</p>

「現行」

〔 ⑬・⑭⇒特定調査票から基礎調査票に移設・追加  
⑮・⑯⇒基礎調査票内の配置変更 〕

(イ)「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加

本申請では、特定調査票において、図2のとおり、「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」(追加的な仕事に就業可能な者)を把握する調査事項を追加する計画である。

これについては、現行の調査事項では追加的な仕事への就業の可否を捉えることができないための変更であり、これによって、ILO 決議において導入することとされている未活用労働に係る新たな指標を作成する上で必要な情報の確かな把握が可能となり<sup>(注)</sup>、国際比較可能性の向上に資するものであることから、適当である。

(注) ILO 決議において導入することとされている未活用労働 (Labour Underutilization) に係る新たな指標のうち、LU 2 (新定義の失業者に追加就労希望就業者を加えた率) の算出を行うための変更である。「追加就労希望就業者」とは、①就業時間の短い就業者で、②就業時間の追加を希望し、③追加が可能である者をいい、現行の調査事項である「月末1週間の就業時間」(基礎調査票)及び「就業時間増減希望の有無」(特定調査票)並びに今回追加する調査事項である「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」(特定調査票)により把握することが可能となる。

なお、ILO 決議では、未活用労働に関する以下4つの指標のうち、2つ以上を集計することとされているが、我が国では4つの指標全てを集計することとしている。

$$1 \text{ LU1 (新定義の失業率)} = \frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

$$2 \text{ LU2 (追加就労希望就業者を加えた率)} = \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

$$3 \text{ LU3 (潜在労働力人口を加えた率)} = \frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$$

$$4 \text{ LU4 (追加就労希望就業者と潜在労働力人口を加えた率)} = \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$$

※ 算出式中、「潜在労働力人口」とは、①1か月以内に求職活動をしていて、すぐではないが2週間以内に就業できる者、又は②この1か月に求職していないが、すぐに仕事に就くことができ就業を希望している者をいう。

図 2

<p>《特定調査票》</p>					
<p><b>変更案</b></p>	<p><b>現 行</b></p>				
<p><b>A6</b> 今の仕事の就業時間を増やしたり新しく仕事を追加することができますか</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>できる</td> <td>できない</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	できる	できない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
できる	できない				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	<p>〔新設〕</p>				

(ウ)「最近の求職活動の時期」の削除

本申請では、図 3 のとおり、特定調査票における「最近の求職活動の時期」を把握する調査事項（現行の B 3 欄及び C 4 欄）を削除する計画である。

これについては、以下のとおり、報告者の負担軽減とともに、正確な報告に資するものであることから、適当である。

- ① 現行の B 3 欄については、完全失業者のこの 1 か月の求職活動の時期を把握するものであり、前記（ア）の変更（図 1 の変更案⑬参照）を行う中で、当該欄を残した場合、これと似通った調査事項への回答を重ねて求めることとなり、報告者に記入負担感を与えるだけでなく、回答に当たって紛れが生じることから、削除するものであること。
- ② 現行の C 4 欄については、前記（ア）で基礎調査票へ移設する「最近の求職活動の時期」と把握内容が重複する事項であることから、削除するものであること。

図 3

<p>《特定調査票》</p>									
<p><b>変更案</b></p>	<p><b>現 行</b></p>								
<p>〔削除〕</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: 1px solid black;"> <p><b>B3</b> この 1 か月に仕事を探したり開業の準備をしましたか</p> </td> <td>この 1 週間にした</td> <td>この 1 週間にはしなかったがこの 1 か月にした</td> <td>この 1 か月には全くしなかった</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table>	<p><b>B3</b> この 1 か月に仕事を探したり開業の準備をしましたか</p>	この 1 週間にした	この 1 週間にはしなかったがこの 1 か月にした	この 1 か月には全くしなかった		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<p><b>B3</b> この 1 か月に仕事を探したり開業の準備をしましたか</p>	この 1 週間にした	この 1 週間にはしなかったがこの 1 か月にした	この 1 か月には全くしなかった						
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
<p>〔削除〕</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: 1px solid black;"> <p><b>C4</b> この 1 年間に仕事を探したり開業の準備をしたことがありますか</p> </td> <td>この 1 か月にした</td> <td>この 1 か月にはしなかったがこの 1 年間にした</td> <td>この 1 年間には全くしなかった</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table>	<p><b>C4</b> この 1 年間に仕事を探したり開業の準備をしたことがありますか</p>	この 1 か月にした	この 1 か月にはしなかったがこの 1 年間にした	この 1 年間には全くしなかった		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<p><b>C4</b> この 1 年間に仕事を探したり開業の準備をしたことがありますか</p>	この 1 か月にした	この 1 か月にはしなかったがこの 1 年間にした	この 1 年間には全くしなかった						
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						

(エ)「求職活動の方法」に係る選択肢の追加

本申請では、特定調査票の「求職活動の方法」を把握する調査事項について、図 4 のとおり、把握対象とする求職活動期間の把握対象を直近 1 か月に変更するとともに、選択肢として、新たに「求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた」及び「求職活動の結果を待っていた」を追加する計画である。

これについては、以下のとおり、国際比較可能性の向上に資するものであり、また、統計の継続性の確保を図るものであることから、適当である。

- ① 把握対象とする求職活動期間の変更については、ILO 決議における新たな失業者の定

義では求職活動期間を「4週間又は1か月」とされていることに準拠するものであること。

- ② 選択肢の追加については、前記（ウ）の現行の特定調査票における「最近の求職活動の時期」（B3欄）の削除に伴い、従来、当該調査事項による調査結果から推計していた過去に行った求職活動の結果を待っていた者に係る情報の把握ができなくなることから、その代替として選択肢を追加するものであること。

（参考）現行の特定調査票における「最近の求職活動の時期」（B3欄）〔再掲〕

<b>B3</b> この1か月に 仕事を探したり 開業の準備を しましたか	この1週間に にした	この1週間には しなかったが この1か月にした	この1か月には 全くしなかった
	○	○	○

※ 「特定調査票の記入のしかた」において、過去の求職活動の結果を問い合わせた場合も「仕事を探したり開業の準備をした」とし、また、「この1か月には全くしなかった」とは、過去に行った求職活動の結果を待っていて、今月中に全く求職活動をしなかった人が該当することとされている。

図4

《特定調査票》																	
		変更案				現行											
<b>B1</b> この1か月に仕事を 探したり開業の準備 をするためにどのよ うな方法をとりましたか	公共職業安定所に申込み 民間職業紹介所などに申込み 労働者派遣事業所に登録 求人広告・求人情報誌などによる 学校・知人などに あつせん・紹介を依頼 事業所の求人へ直接応募 資金・資材の調達など 事業を始める準備中 求職の申込みや応募などの 結果を問い合わせた 求職活動の結果を待っていた																
当てはまるもの すべてに記入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
うち おもなもの 一つに記入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

（オ）「就業の可能性」の回答者に係る説明文の追加

本申請では、特定調査票の「就業の可能性」を把握する調査事項について、図5のとおり、前記（ア）で特定調査票から基礎調査票に移設・追加する「最近の求職活動の時期」において「この1か月にはしなかったがこの1年間にした」又は「この1年間には全くしなかった」と回答した者のみ記入する旨の説明文を追加する計画である。

これについては、以下のとおり、今回、特定調査票から基礎調査票に移設・追加する「最近の求職活動の時期」における選択肢の回答に関連し、報告者の負担軽減とともに、正確な報告に資するものであることから、適当である。

- ① 「この1か月にした」に回答した者は、同じく基礎調査票に追加する「就業の可能性」を把握する調査事項に回答する設計としているため、当該者が特定調査票において「就業の可能性」を把握する本調査事項にも重複して回答することのないようにする変更であること。
- ② 「この1か月にはしなかったがこの1年間にした」又は「この1年間には全くしなかつ

った」に回答した者が、特定調査票における「就業の可能性」を把握する本調査事項に紛れなく回答してもらうための変更であること。

図 5

《特定調査票》

変更案		現行			
基礎調査票の③欄で求職活動を「この1か月にはしなかったがこの1年間にした」「この1年間は全くしなかった」と回答した方のみ記入してください(それ以外の方はC5へ)					
C4 今仕事があればすぐつくことができますか	すぐつく ことができます	すぐではないが 2週間以内に つくことができます	すぐではないが 2週間より後に つくことができます	つくことが できない わからない	
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
C5 今仕事があればすぐつくことができますか	すぐつく ことができます	すぐではないが 2週間以内に つくことができます	すぐではないが 2週間より後に つくことができます	つくことが できない わからない	
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

## イ 集計事項の変更

本申請では、基礎調査票への「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」の移設・追加や特定調査票における「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加、特定調査票における「求職活動の方法」及び「就業の可能性」の変更など調査事項の追加・変更等に伴い、関連する集計事項を変更する計画である。

これらについては、ILO 決議において集計することとされている未活用労働に係る新たな指標の導入等に伴い、集計事項の充実を図るための変更であり、国際比較可能性の向上に資するものであることから、適当である。

## 2 統計委員会諮問第 39 号の答申（平成 24 年 1 月 20 日付け府統委第 6 号）における「今後の課題」への対応状況

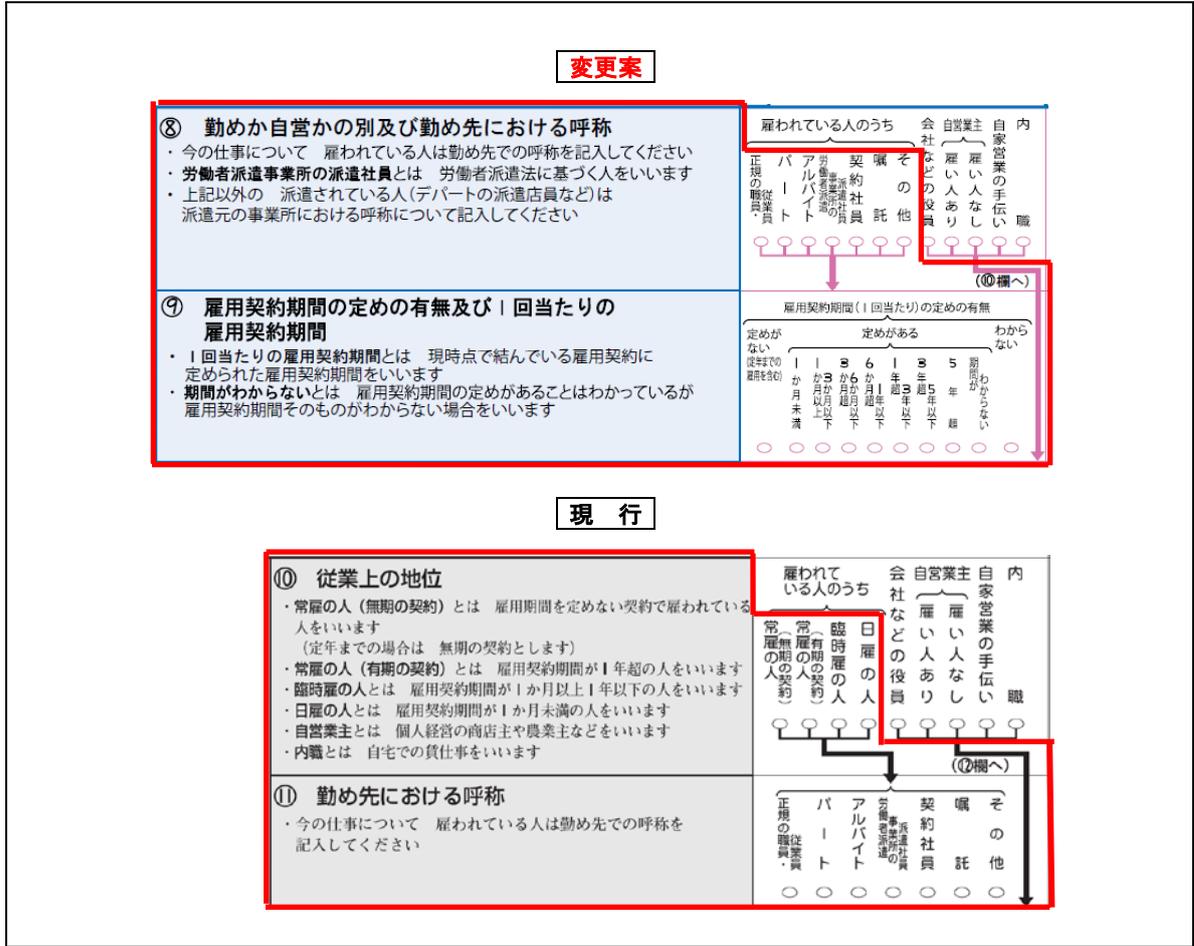
本調査については、統計委員会諮問第 39 号の答申（平成 24 年 1 月 20 日付け府統委第 6 号（以下「前回答申」という。）において、基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、「常雇」に該当する者の中には、自身の雇用契約期間が有期なのか無期なのかを必ずしも十分に承知していない者がいるおそれがあることから、「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢に「わからない」を追加する必要性について検討することが指摘されている。

総務省は、本課題への対応について検討した結果、本調査において雇用契約期間を把握する調査事項を設け、その中で「わからない」の選択肢を設けることが有用であるとの結論に至った（詳細は別紙参照）。

このことを踏まえ、本申請では、基礎調査票の「勤めか自営かの別及び勤め先における呼称」（従業上の地位）を把握する調査事項について、図 6 のとおり、「雇われている人」について、常雇（無期又は有期の契約）、臨時雇、日雇の別を選択した上で、勤め先における呼称（「正規の職員・従業員」「パート」「アルバイト」等）を選択する方式から、勤め先における呼称を選択した上で、雇用契約期間（「1か月未満」「1か月超3か月以下」等）を選択する方式に変更し、その選択肢の中に「わからない」を設ける計画である。

これについては、本課題に即した対応を行うものであり、また、雇用契約期間に係る的確な実態を把握し、就業構造基本調査結果との比較が可能となるなど、労働者の就業等に関する分析に資する、より有用なデータを得る変更であることから、適当である。

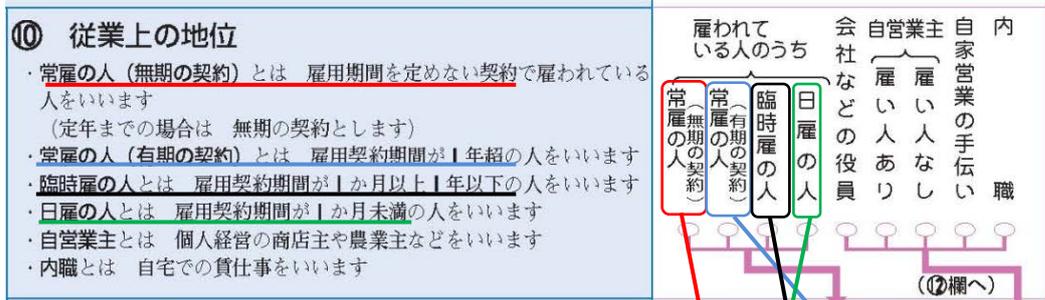
図 6



なお、現行の本調査における「従業上の地位」及び変更案の「雇用契約期間の定めの有無」における選択肢の対応関係は、図7のとおりである。また、変更後の調査事項については、図8のとおり、平成29年就業構造基本調査(平成29年10月実施予定)と同様のものとなっている。

図7 「従業上の地位」及び「雇用契約期間の定めの有無」における選択肢の対応関係

現 行



変更案

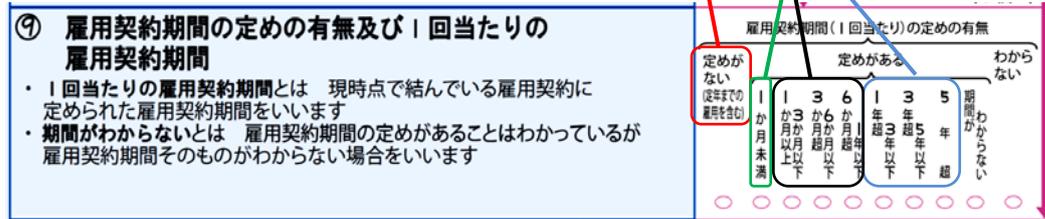
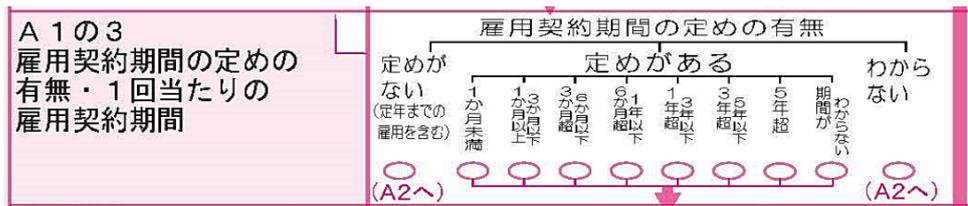


図8 平成29年就業構造基本調査の調査票における雇用契約期間を把握する調査事項



3 今後の課題

(1) 「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴って生じる調査結果の差異に関する説明の実施

今回の「従業上の地位」に係る選択肢の変更（「常雇の人」「臨時雇の人」等の区分から具体的な雇用契約期間ごとの区分に変更）に伴い、当該変更前後の調査結果に差異が生じることが想定される。

このため、総務省は、統計利用者の利便性等を図る観点から、調査結果の時系列比較に当たり留意すべき変更前後の差異について、ウェブサイト等において丁寧かつ分かりやすく説明することが必要である。

(2) 未活用労働に関する各指標に関する情報提供の実施

ILO 決議に準拠した未活用労働に関する各指標については、我が国における未活用労働の実態を示し、国際比較可能性の向上とともに、雇用政策等の検討や学術研究などにも資する有用なデータを提供するものである。このため、その利活用に当たっては、各指標を作成する趣旨や、これらの指標に係る諸外国における状況について、統計利用者に正確に理解されることが重要である。

このようなことから、総務省は、統計利用者の利便性等を図る観点から、未活用労働に関する各指標の公表に当たって、国際比較の観点に十分留意しつつ、諸外国の状況と比較・分析した資料を作成の上、ウェブサイト等において情報提供を行うことが必要である。

P

## 前回答申における「今後の課題」に対する総務省の対応状況

前回答申の指摘事項の概要 <sup>(注)</sup>	左記課題に対する総務省の対応状況（検証・検討結果）の概要
<p>基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「常雇」に該当する者の中には、自身の雇用契約期間が有期なのか無期なのかを必ずしも十分に承知していない者がいるおそれがある。</p> <p>今後、本調査の「従業上の地位」に係る平成25年の調査結果及び平成24年就業構造基本調査の「雇用契約期間の定めの有無」に係る調査結果（平成25年7月公表）における回答状況を分析の上、本調査の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢に「わからない」を追加する必要性を検討し、速やかに一定の結論を得る必要がある。</p>	<p>① 「従業上の地位」に係る平成25年の本調査結果と平成24年就業構造基本調査（総務省が所管する基幹統計調査。以下「平成24年就調」という。）における「雇用契約期間の定めの有無」に係る調査結果について、各選択肢に係る構成比の面から比較・分析を行った。</p> <p>その結果、本調査における従業上の地位を把握する選択肢の中で「常雇の人（有期の契約）」の構成比は18.8%であるのに対し、これに対応する平成24年就調の雇用契約期間を把握する選択肢のうち「1年超3年以下」及び「3年超5年以下」の構成比はそれぞれ3.5%、1.0%であり、両者を合わせた4.5%と比べても本調査の方が14.3ポイント高いなど、回答に係る構成割合に一定の差が認められた。</p> <p>② 上記結果を踏まえ、今回変更案の調査事項を設定した「就業希望の把握に関する準備調査」（平成27年10月から平成28年3月までの6か月間、南関東の1都3県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）で毎月約7,200世帯を対象に一般統計調査として実施した試験調査。以下「準備調査」という。）を実施した。</p> <p>当該準備調査結果と平成24年就調結果を改めて比較・分析を行ったところ、準備調査の雇用契約期間を把握する選択肢の構成比は、「1年超3年以下」が4.6%、「3年超5年以下」が1.1%であり、平成24年就調との差はそれぞれ1.1ポイント、0.1ポイントと両調査の回答状況に係る構成割合の差が小さいことが確認できた。また、準備調査では「定めの有無がわからない」の選択肢を設け、平成24年就調と構成比を比較・分析をしたところ、前者が6.2%、後者が8.3%とその差は2.1%であった。</p> <p>③ これらのことから、準備調査は調査対象地域や調査期間、報告者数が限られたものであることに十分留意する必要があるものの、本調査において雇用契約期間を把握する調査事項を設け、その中で「わからない」の選択肢を設けることによって把握することが、よりの確な実態の把握を可能とし、有用であるとの結論に至った。</p>

(注) 前回答申における「今後の課題」の内容は、以下のとおり。

### 3 今後の課題

基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「常雇」については、新たに「常雇（有期の契約）」及び「常雇（無期の契約）」に分割することが計画されており、当該分割は、有期雇用契約者の人数の推計を可能とするものであることから、適当と判断したところである。

しかしながら、常雇に該当する者の中には、自身の雇用契約期間が有期なのか無期なのかを必ずしも十分に承知していない者がいるおそれがある。また、この点を勘案し、平成24年に実施予定の就業構造基本調査の「雇用契約期間の定めの有無」を把握する調査事項の選択肢においては、「定めがない」「定めがある」のほか「わからない」を設けている。

したがって、今後、労働力調査の「従業上の地位」に係る平成25年の調査結果及び平成24年就業構造基本調査の「雇用契約期間の定めの有無」に係る調査結果（平成25年7月公表）における回答状況を分析の上、労働力調査の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢に「わからない」を追加する必要性を検討し、速やかに一定の結論を得る必要がある。